

一関地区広域行政組合
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び
マテリアルリサイクル推進施設
整備・運営事業

基本協定書（案）

令和7年4月

一関地区広域行政組合

第1条	(目的及び用語)	1
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	3
第3条	(事業日程)	3
第4条	(運営業務を実施する新会社の設立等)	3
第5条	(出資構成員の誓約)	4
第6条	(準備行為等)	4
第7条	(本組合及び民間事業者の誠実対応)	4
第8条	(基本契約の締結)	4
第9条	(参加資格要件を満たさなくなったとき等の取扱い)	4
第10条	(基本契約不締結等に係る賠償の予定)	4
第11条	(基本契約不調の場合の処理)	5
第12条	(基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)	5
第13条	(債務不履行等)	5
第14条	(秘密保持及び個人情報保護)	5
第15条	(談合その他不正行為による解除)	6
第16条	(管轄裁判所)	8
第17条	(本協定の有効期間)	8
第18条	(準拠法及び解釈)	8
第19条	(定めのない事項)	8
別紙1		10
別紙2		13

一関地区広域行政組合
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び
マテリアルリサイクル推進施設
整備・運営事業

基本協定書

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、一関地区広域行政組合（以下「本組合」という。）、及び代表企業を[●]とし、その他の構成員を[●]、[●]及び[●]とし、協力企業を[●]、[●]及び[●]とする●グループ（以下、●グループを構成する代表企業、構成員及び協力企業を「民間事業者」と総称する。）は、次の条項により、本協定を締結する。

前文

本組合が保有する廃棄物処理施設である一関清掃センターは稼働開始から 43 年、同じく本組合が保有する大東清掃センターは稼働開始から 25 年が、それぞれ経過し、設備・装置の老朽化が進行している。

また、近年は、ごみ処理で発生する熱エネルギーを積極的に回収し、活用することによって温室効果ガス排出量を削減することが期待されているとともに、令和 4 年 4 月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る措置も求められていることから、本組合では上記の既存二施設を統合し、新たな施設を整備する本事業を実施することとした。

組合は、新たな施設の整備について、費用対効果の高い施設整備及び長期間にわたる効率的な施設運営を図ることを目的として、施設の設計・建設及び運営を一括で民間事業者が発注するものとして、いわゆる DBO 方式による本事業を計画し、これを実施するものである。

本組合は、制限付総合評価一般競争入札により本事業にかかる業務の実施者の募集を実施し、●グループを落札者として決定した。本組合は、本事業の入札説明書に定めるところに従い、本協定を締結することとした。

本組合と民間事業者は、かかる経緯のもと、各々対等な立場における合意に基づいて、次のとおり本事業に関する基本的な事項について本協定を締結する。

（目的及び用語）

第 1 条 本協定は、本事業に関し●グループが落札者として選定されたことを確認し、本事業の運営業務を実施する特別目的会社の設立、次項に定義する事業契約の締結、並び

にその他本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的として、本組合及び民間事業者の役割と義務について必要な事項を定めるものとする。

2 本協定に用いられる用語の定義は、本協定で特に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「本施設」とは、本事業で新たに整備されるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設をいう。
- (2) 「運營業務」とは、本施設の運転及び維持管理を含む要求水準書の第3編に規定される運營業務に係る業務をいう。
- (3) 「運營業務委託契約」とは、本施設にかかる運營業務の包括的な委託を目的として本組合と運營業務者が締結する運營業務委託契約をいう。
- (4) 「運營業務者」とは、本事業において運營業務を担当する[企業/企業が組成する共同企業体]をいう。
- (5) 「基本契約」とは、本組合、民間事業者及び運營業務者が募集要項に従い本事業に関して締結する基本契約をいう。
- (6) 「設計建設業務」とは、本施設の土木建築工事及び本施設のプラントの設計・建設工事を含む要求水準書の第2編に規定される設計・建設事業に係る業務をいう。
- (7) 「建設工事請負契約」とは、本事業で本組合と建設請負事業者が設計建設業務の請負を目的として締結する設計施工一体型の建設工事請負契約をいい、その仮契約を含む。
- (8) 「建設請負事業者」とは、本施設の土木建築に係る設計及び建設工事、新設施設のプラントの設計・建設工事等を担当する企業が組成する共同企業体をいう。
- (9) 「事業契約」とは、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約を総称していう。
- (10) 「出資」とは、運營業務者の普通株式を引き受けることをいう。
- (11) 「出資構成員」とは、構成員のうち運營業務者を設立し、運營業務者の株主となる●及び●をいう。
- (12) 「代表企業」とは、●グループの代表企業である●をいう。
- (13) 「構成員」とは、●グループを構成する企業のうち、本施設の設計・建設を行う特定建設工事共同企業体を構成する●、●及び●、並びに運転・維持管理業務を主体として行う●をいう。
- (14) 「協力企業」とは、●グループの協力企業である●、●及び●をいう。
- (15) 「入札説明書」とは、本事業の入札において本組合が令和7年4月9日付けで公表した入札説明書（修正・変更等があったときは修正・変更後の最新版）をいう。
- (16) 「募集要項」とは、本事業の入札において本組合が公表した入札説明書、要求水準書、基本協定書案、各契約書案、落札者決定基準書、様式集、その他これらに付属又は関連する資料（修正・変更等があったときは修正・変更後の最新版）及びこれに係る質問回答をいう。

(17)「要求水準書」とは、本事業の入札において本組合が令和7年4月9日付けで公表した要求水準書（修正・変更等があったときは修正・変更後の最新版）及びこれに係る質問回答をいう。

- 3 本協定で特に定義されない用語のうち、入札説明書で定義されているものは、入札説明書の定義と同様の意味を有するものとする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 本組合は、本事業が民間の技術及びノウハウを活用して本施設の設計・建設工事及び本施設の長期包括的な運営を一体として発注するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 民間事業者は、本事業が一般廃棄物処理施設の整備及び運営を主な内容とする公共性の高い事業であることを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（事業日程）

第3条 本事業の設計建設業務の期間は、建設工事請負契約の締結に係る本組合の議決日の翌日から令和12年7月末までとし、本施設の設計・建設に係る具体的な日程は建設工事請負契約書及び要求水準書で定める。また、建設工事請負契約の規定に従い変更できるものとする。

- 2 本事業の運營業務に係る運営期間は、令和12年8月から開始し、令和32年7月末に終了するものとする。なお、運營業務委託契約の規定により変更できるものとする。

（運營業務を実施する新会社の設立等）

第4条 出資構成員は、本協定締結後、速やかに、本組合から運營業務を受託する者として次に掲げる要件を満たす会社を設立し、運営事業者に係る商業登記の全部事項証明書、定款の原本証明付の写し及び株主名簿の原本証明付の写しを添えて、本組合にその設立を別紙1に定める内容により報告しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社とすること。
- (2) 運営事業者の本店所在地は本組合の構成市町内とすること。
- (3) 本事業のうち運營業務の実施のみを目的とすること。
- (4) 会社法第326条第2項に従い監査役[及び会計監査人]の設置に関する定款の定めを置いていること。
- (5) 会社法第107条第2項第1号所定の定めを定款に置いていること。
- (6) 会社法第108条第2項各号に定める事項に関する定款の定めを置いていないこと。
- (7) 運営事業者の株主の構成及び出資額は、別紙2に記載するとおりとすること。

- 2 出資構成員は、運営事業者の取締役が選任され、又は改選されたとき、その他商業登記の登記事項に変更があったときは、運営事業者をしてこれを本組合に報告させるもの

とする。

(出資構成員の誓約)

第5条 出資構成員は、本協定が効力を失うまでの期間において、次の各号に規定する内容を本組合に対して誓約し、遵守する。

- (1) 本協定締結以後の運営事業者の株主の構成及び出資額は、別紙2に記載するとおりとし、必要な新株を引き受けること。
- (2) 本組合の事前の承諾なくしてその保有する運営事業者発行の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (3) 前条第1項第1号から第6号までに反する内容の株主総会の議決提案に賛成しないこと。

(準備行為等)

第6条 事業契約の締結前であっても、民間事業者は、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、本組合は、必要かつ可能な範囲で民間事業者に対して協力するものとする。

- 2 前項の協力の結果は、全ての事業契約締結後、必要に応じ、前項の準備行為に係る本事業の各業務を担当する者に速やかに引き継ぐものとする。

(本組合及び民間事業者の誠実対応)

第7条 本組合及び民間事業者は、募集要項の定めに従った事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

(基本契約の締結)

第8条 本組合及び民間事業者は、運営事業者が第4条に従い設立された後速やかに本事業に係る基本契約を締結するよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。

(参加資格要件を満たさなくなったとき等の取扱い)

第9条 本組合が入札説明書 第4章 5.「参加資格の喪失」に従い民間事業者の入札参加資格を取り消したとき、又は本組合が入札説明書 第5章 7. 6)「落札者の失格」に従い民間事業者を失格としたときは、基本契約を締結しないこととし、本協定を解除する。

- 2 本組合は、前項に定める本協定の解除により民間事業者及び運営事業者に生ずる損害について一切の責任を負わない。

(基本契約不締結等に係る賠償の予定)

第10条 第15条第1項に該当する場合を除き、民間事業者のいずれかの者の責めに帰すべき事由（入札説明書に定める入札参加資格を欠いたことを含む。）により基本契約を

締結しないとき（前条第1項による本協定の解除の場合を含む。）は、本組合は、賠償金として、民間事業者の入札価格の100分の10に相当する額を民間事業者から徴収できるものとする。

- 2 民間事業者は、本組合に生じた損害の額が前項に規定する賠償金の額を超えるときは、その超過分を本組合に賠償しなければならない。
- 3 民間事業者は、第1項の賠償金及び前項の損害の賠償金を共同連帯して支払わなければならない。

（基本契約不調の場合の処理）

第11条 基本契約の締結に至らなかった場合は、その原因のいかんを問わず、既に本組合及び民間事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第10条第1項又は第15条第2項が適用される場合を除き、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

（基本協定上の権利義務の譲渡の禁止）

第12条 本組合及び民間事業者は、他の当事者の承諾なく本協定上の権利義務について第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（債務不履行等）

第13条 本組合及び民間事業者は、本協定の義務を履行せず、その責めに帰すべき事由により他の当事者に損害を与えた場合は、その責めを負うべき者がその損害を賠償しなければならない。

（秘密保持及び個人情報保護）

第14条 本組合及び民間事業者は、本協定に関連して秘密情報として提供を受けた情報を秘密として保持し、かつ、責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、当該秘密情報の提供者（以下「情報提供者」という。）の事前の承諾なしに情報提供者以外の者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 情報提供者から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 情報提供者による開示の後に、秘密情報の提供を受けた者の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 情報提供者が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報

3 第1項の定めにかかわらず、本組合及び民間事業者は、次の場合に限り情報提供者の承諾を要することなく、情報提供者に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、第1号の場合及び情報提供者に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 運営事業者に開示する場合
- (2) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合
- (3) 法令等に従い開示が要求される場合
- (4) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (5) 本組合と守秘義務契約を締結した本組合のアドバイザー又は民間事業者と守秘義務契約を締結した民間事業者の下請企業に開示する場合
- (6) 本組合が本事業に係る業務を民間事業者及び運営事業者以外の第三者に請け負わせ又は委託する場合の当該第三者に開示する場合、若しくはかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合
- (7) 本組合が必要と認めて本組合の議会に開示する場合

(談合その他不正行為による解除)

第15条 本組合は、民間事業者のいずれかの者（以下、本条及び次条において「受注者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、本協定を解除し、基本契約を締結しないことができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が、本協定に関し、前項各号のいずれかに該当したときは、民間事業者は、基本契約の締結、不締結又は解除にかかわらず、民間事業者の入札価格の合計額の100分の10に相当する金額を違約金として本組合が指定する期間内に支払わなければならない。

3 民間事業者が前項の賠償金を本組合の指定する期間内に支払わないときは、民間事業者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、本組合に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過する

場合において、本組合がその超過分の損害につき民間事業者に対して賠償を請求することを妨げない。

- 5 第2項の違約金、第3項の遅延損害金及び前項の損害賠償については、本組合の請求を受けたときは、民間事業者が共同連帯して支払うものとする。

(暴力団員等の排除)

第16条 受注者が次のいずれかに該当するときは、本組合は直ちに本協定を解除し、基本契約を締結しないことができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約又はその他の業務委託契約を締結する事務所の代表者若しくはその他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 受注者が前項各号のいずれかに該当し、本協定が解除されたときは、民間事業者は、民間事業者の入札価格の合計額の100分の10に相当する金額を違約金として本組合が指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 民間事業者が前項の賠償金を本組合の指定する期間内に支払わないときは、民間事業

者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 第2項の規定は、本組合に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過する場合において、本組合がその超過分の損害につき民間事業者に対して賠償を請求することを妨げない。

5 第2項の違約金、第3項の遅延損害金及び前項の損害賠償については、本組合の請求を受けたときは、民間事業者が共同連帯して支払うものとする。

(管轄裁判所)

第17条 本協定に係る訴訟については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(本協定の有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、締結の日から基本契約の締結のときまでとする。ただし、本組合が基本協定の締結の見込みがないと認めるときは、その旨を民間事業者に通知したときまでとする。

(準拠法及び解釈)

第19条 本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 本協定及び関連書類、書面による通知は、日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定に基づく通知、承諾、請求及び解除は、書面により行うものとする。

4 民間事業者に対する意思表示及び通知は代表企業に対して行うものとし、代表企業が民間事業者のためにこれを受領するものとする。民間事業者からの意思表示及び通知は、代表企業が民間事業者を代表して行うものとする。

5 本協定の変更は、書面で行うものとする。

(定めない事項)

第20条 本協定に定めない事項については、本組合及び民間事業者が別途協議して定めることとする。

本協定の締結の証として、本書●通を作成し、本組合及び民間事業者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

(締結日) 令和 年 月 日

一関地区広域行政組合

代表者 一関地区広域行政組合 管理者 ●

民間事業者 (●グループ)

代表企業

[住所]

[事業者名]

[代表者]

構成員

[住所]

[事業者名]

[代表者]

構成員

[住所]

[事業者名]

[代表者]

協力企業

[住所]

[事業者名]

[代表者]

協力企業

[住所]

[事業者名]

[代表者]

別紙 1

報告書

一関地区広域行政組合 管理者 様

一関地区広域行政組合 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、その事業者選定に係る総合評価一般競争入札の手続において落札者に選定された●グループの代表企業である[●]並びに構成員である[●]及び[●]は、一関地区広域行政組合（以下「本組合」という。）と●グループが令和●年●月●日付けで締結した本事業に係る基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき本事業における運營業務のみを実施する会社としての運営事業者を設立したので、下記のとおり報告いたします。なお、本報告書において用いられる用語は、特に本報告書で定められるものを除き、基本協定書において定められるものと同様の意味を有するものとします。

令和●年●月●日

[代表企業]

[出資構成員]

[出資構成員]

記

1 設立した会社

会社の名称：

設立日：令和●年●月●日

本店所在地：

役員等：

代表取締役

取締役

取締役

監査役

[会計監査人]

2 株主の表明

本報告書の作成者であり運営事業者の株主である[●]、[●]及び[●]は、本組合に対

し、運営事業者について次の事項が真実であることを表明します。

- (1) 運営事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社です。
- (2) 運営事業者の本店所在地は●です。
- (3) 運営事業者は、本事業のうち新設施設の運営業務の実施のみを目的としています。
- (4) 会社法第 326 条第 2 項に従い監査役[及び会計監査人]の設置に関する定款の定めを置いており、取締役、監査役[及び会計監査人]は次のとおりです。

役職	氏名	所属企業/派遣元企業
代表取締役		
取締役		
取締役		
監査役		
[会計監査人]		

- (5) 会社法第 107 号第 2 項第 1 号所定の定めを定款に置いています。
- (6) 会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項に関する定款の定めを置いていません。
- (7) 運営事業者の資本金、発行済株式総数、株主の構成及び出資額は次のとおりです。

資本金金額等： ●円

資本準備金： ●円

発行済株式総数： ●株

株主内訳：

名称	保有株式	出資額
[代表企業]	●株	●円
[出資構成員]	●株	●円
[出資構成員]	●株	●円

3 株主の誓約

運営事業者の株主である[●]、[●]及び[●]は、保有株式について基本契約書の締結までの間、次の事項を遵守することを組合に対して誓約します。

- (1) 基本協定書締結以後の運営事業者の株主の構成及び出資額は、基本協定書添付の別紙 2 に記載するとおりとし、必要な新株を引き受けることとします。
- (2) 本組合の事前の承諾なくしてその保有する運営事業者発行の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行いません。
- (3) 上記 2 の第 1 号から第 6 号に定める内容に反する定款変更に係る株主総会の議決提案に賛成しないこととします。

4 この報告書に次の書類を添付します。

- ・ 運営事業者の商業登記の全部事項証明書
- ・ 運営事業者の定款（代表取締役による原本証明書付写し）
- ・ 株主名簿（代表取締役による原本証明書付写し）

別紙 2

運営事業者の資本金及び株主構成

1. 設立時

運営事業者の資本金の額 ●円

運営事業者の発行済株式の総数 ●株

出資者 (代表企業)

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】

出資者 (構成員)

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】

出資者 (構成員)

商号 【商号】

所在地 【住所】

出資額 【〇〇〇〇】

引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】

※ 提案書の内容に基づいて記載します。

2. その後の資本金及び株主構成

※ 提案書の内容に基づき上記 1. の記載例に従って記載します。